

京都市立小学校条例の一部を改正する条例(平成24年11月9日京都市条例第26号)

(総合教育センター学校統合推進室)

京都市立新洞小学校を京都市立錦林小学校に統合することとしました。

この条例は、平成25年4月1日から施行することとしました。

京都市立小学校条例の一部を改正する条例を公布する。

平成24年11月9日

京都市長 門川 大作

京都市条例第26号

京都市立小学校条例の一部を改正する条例

京都市立小学校条例の一部を次のように改正する。

別表中

「

京都市立新洞小学校 | 京都市左京区仁王門通新東洞院西入新東洞院町252番地 |

」

を削る。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(総合教育センター学校統合推進室)